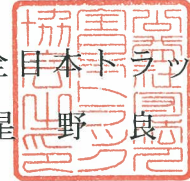


全ト協発第156号(環)

平成28年6月29日

各都道府県トラック協会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会  
会 長 星 野 良 三



### 陸上貨物運送事業における荷役作業の労働災害 防止対策の推進について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、陸上貨物運送事業における労働災害発生状況において、荷役作業に係る労働災害の占める割合が高いことから、今般、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長より、別添のとおり「荷主等における荷役災害防止対策の好事例」について周知依頼文書が発出されました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、陸上貨物運送事業における荷役作業の労働災害防止対策の推進が図られるよう、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

(参考)

- 厚生労働省HP : <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123265.html>  
(荷主等における荷役災害防止対策の好事例／荷役災害防止担当者教育用テキスト)
- 本件につきましては、全ト協HPにもリンク掲載しています。
- 「広報とらっく」7月1日号に関連記事掲載予定です。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 荻原

電話 : 03-3354-1045 FAX : 03-3354-1019



基安安発 0616 第 1 号  
平成 28 年 6 月 16 日

公益社団法人全日本トラック協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長

陸上貨物運送事業における荷役作業の労働災害防止対策の推進について

貴団体におかれましては、平素より安全衛生行政の推進に当たり、御支援、御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

陸上貨物運送事業における労働災害発生状況において、荷役作業に係る労働災害の占める割合が高いことから、今後、労働災害発生防止対策を徹底するためには、引き続き、荷役作業に係る労働災害防止対策を適切に実施していくことが強く求められています。

改めて申し上げるまでもなく、事業者には、労働安全衛生法に基づく労働災害防止のための措置が義務付けられていますので、法令に基づく措置を確実に実施していただくことが必要です。

今般、別添のとおり「荷主等における荷役災害防止対策の好事例」を作成いたしましたので、貴団体におかれましては、ホームページへの掲載、関係事業場が参集する機会、会報の送付、会員向けのメールマガジンの配信等のあらゆる機会を捉え、周知していただき、陸上貨物運送事業における荷役作業の労働災害防止対策の推進が図られますようお願い申し上げます。

(別添)

- ・荷主等における荷役災害防止対策の好事例
- ・荷役災害防止担当者教育用テキスト (参考)

(参考) 荷主等における荷役災害防止対策の好事例

陸上貨物運送事業における荷役作業において、事業者が行う安全衛生活動を支援するため、事業場の実態に即し、労働災害防止対策に取り組むことができるように作成したものです。なお、厚生労働省ホームページに掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123265.html>